

箱根町議会における災害時議員行動マニュアル(地震編)

●初動（発災時）

- 1 町が災害対策本部を設置した場合、事務局から全議員に対し、その旨を連絡する。なお、停電等により電話等が不通となった場合は、それぞれが防災行政無線等からの情報収集に努める。
- 2 議長は、議会として、町災害対策本部を支援することが必要であると認めるときは、箱根町議会災害対策会議を設置する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合は、町災害対策本部が設置されることから、議会災害対策会議を設置するものとする。
- 3 議会災害対策会議は、箱根町役場本庁舎4階「正副議長室」に設置する。
- 4 議長は、議会事務局へ指示し、議員及び町災害対策本部に対し、議会災害対策会議の設置を報告する。
- 5 議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務企画観光常任委員会委員長及び教育福祉環境常任委員会委員長は、速やかに、議会災害対策会議に参集する。
- 6 議長は、議会災害対策会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに、議員派遣の手続きを行うものとする。

町災害対策本部設置基準（町地域防災計画より）

【地震】

震度5弱以上の地震が発生し又は発生のおそれがある場合、あるいは特別警報（緊急地震速報「震度6弱以上」）が発表された場合

※本会議（又は委員会）開会中における対応

- ・議長（又は委員長）は、非常の事態により会議（又は委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会（又は散会）するとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ・議員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合は救出・支援を行った後に、家族の安否確認を行い、議長からの今後の対応についての指示を待つ。

●初期対応期（発災後24時間以内）

1 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会災害対策会議へ連絡するとともに、常に居所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。

優先順位は次のとおりとする。

- ①電話回線が使用可能である場合は、電話（携帯電話等を含む）により連絡する。
- ②電話回線が使用不可能である場合は、メール等により連絡する。
- ③災害用伝言ダイヤル（171）に録音する。

【安否連絡方法】 議員個人から次の手段により、議会事務局あてに連絡をする。

- 1 電話 0460-85-9570（議会事務局直通）
- 2 FAX 0460-85-8656（議会事務局）
- 3 E-mail gikai@town.hakone.kanagawa.jp
- 4 災害用伝言ダイヤル（171）

【安否確認事項】

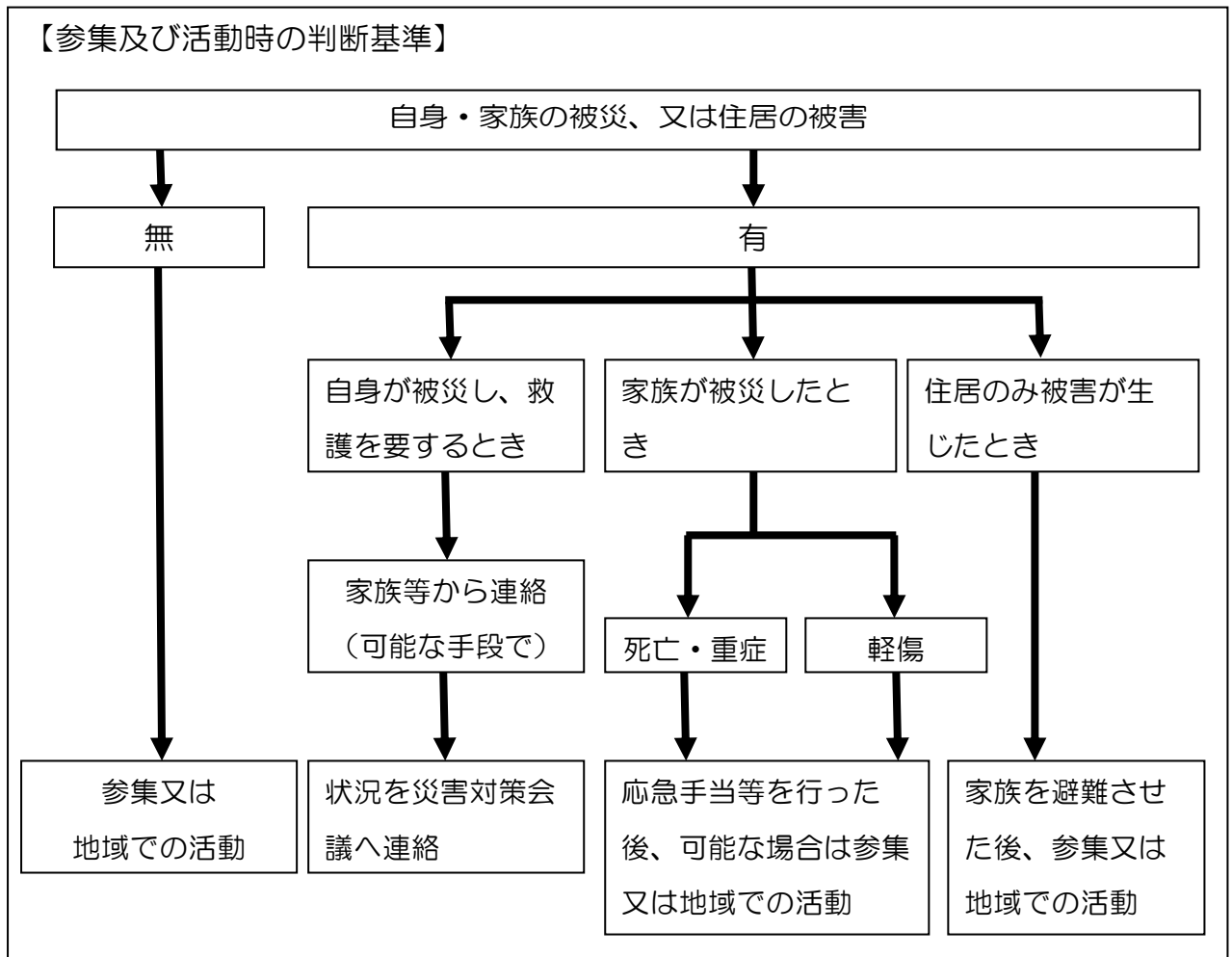
- 1 議員とその家族の安否状況
- 2 議員の所在地
- 3 議員自宅の被害状況
- 4 議員の連絡先
- 5 地域の被災状況

2 議員は、自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提として、地域等の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力する。地域において活動する議員は、議会災害対策会議の指示に基づき、定期的に議会災害対策会議へ被災等の状況について報告する。

【活動時の服装】 防災服上下及び略帽、安全靴、安全帽（ヘルメット）、腕章、防寒着（冬季）等

【携帯品（各自用意）】 携帯電話、筆記用具、飲料水及び食料（3日分）、マスク、軍手等（ラジオ、カメラ等）

【参集及び活動時の判断基準】



※ 議長、副議長ともに災害対策会議へ参集できないときは、議会運営委員会委員長、総務企画観光常任委員会委員長、教育福祉環境常任委員会委員長の順に、議長及び副議長の職務を代理する。

※ 議員は、自身が被災することも想定し、自身に何かあった場合における議会への伝達方法等について家族間で定め情報を共有しておくことが必要である。

●中期（発災後おおよそ1週間以内）

- 1 議会災害対策会議にて町災害対策本部や議員から収集した情報等は整理し、各議員に提供する。
- 2 議員は、地域における被災状況や被災者等の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議会災害対策会議へ情報を提供する。これを受け、議会災害対策会議は、必要に応じて、町災害対策本部へ要請及び提言を行う。
 ※町職員が、災害対応に専念できるよう、議員からの要請、提言等については、緊急の場合を除き、議会災害対策会議において取りまとめ、提出する。
- 3 議員は、地域の一員として、町民の安全確保と応急対策等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行えるよう努める。

●後期（発災後おおよそ1週間以降）

- 1 必要に応じて、議会全員協議会を開催し、被災状況等を掌握する。
- 2 避難所等の視察
- 3 必要に応じて、国・県等に対し、要望活動を行う。
※広域的な災害の際は、関係自治体の議会とも十分に連携を図る。
- 4 必要に応じて、臨時会を招集し、災害対策に対する対応を協議するものとする。
- 5 議長は、通常の議会機能が回復した場合には、議会災害対策会議において議会活動を開始することについて協議し、議会災害対策会議を解散する。

●その他

議長は、必要に応じ、議会の防災訓練等を行う。

また、町職員が行う資機材訓練等に参加し、備蓄等の確認を行う。

箱根町議会災害対策会議が設置された場合の対応（イメージ）

